

東エリア特別支援学校高等部（仮称）教育課程検討委員会設置要綱

（委員会の設置）

第1条 軽度又は中度の知的障がいのある生徒等を対象にして、卒業後に福祉的就労を目指す東エリア特別支援学校高等部（仮称）（以下「新設校」という。）の教育課程等を検討するため、東エリア特別支援学校高等部（仮称）教育課程検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 委員会は前条の目的を達成するため、次の事項を所管する。

- (1) 教育目標に関すること
- (2) 指導する教科等の指導内容に関すること
- (3) 週時制
- (4) その他教育課程に関すること

（委員）

第3条 委員会は、次に掲げる10人以内の委員をもって構成し、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 企業関係者
- (3) 保護者代表
- (4) 教育関係者
- (5) 教育委員会事務局の職員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は新設校開校までとし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任する。

3 副委員長は、委員長が選任する。

4 委員長は、会務を統括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は、教育委員会指導部特別支援学校開校準備等担当に置く。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の設置、運営に関して必要な事項が生じた場合は、委員会で協議のうえ決定する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和5年8月21日から施行する。

【委員候補者名簿】

区分	氏名	所属・役職名	備考
学識経験者	くらみつ あきこ 倉光 晃子	西南学院大学 准教授	
企業関係者	ほりうち のりたか 堀内 規生	株式会社 カムラック 管理者就労支援員	
	ななみ かずお 那波 和夫	株式会社 障がい者つくし更生会 専務取締役	
	とみなが ゆういち 富永 祐一	株式会社 平栄 障がい者しごと支援センター木の実 副施設長	
保護者代表	しもやま いわこ 下山 いわ子	福岡市手をつなぐ育成会 保護者会	
福祉関係者	くろだ さよこ 黒田 小夜子	福岡市障がい者就労支援センター 所長	
教育関係者	のぐち しんすけ 野口 信介	東福岡特別支援学校 校長	
	あおき あきのり 青木 昭憲	(教育課程ワーキンググループから) 若久特別支援学校 主幹教諭	
	まつもと まなぶ 松本 学	発達教育センター 所長	
教育委員会 事務局	たけはら かずひこ 竹原 一彦	特別支援学校開校準備等担当課長	